

(様式第1号)

平成25年度 第5回芦屋市子ども・子育て支援新制度検討委員会 会議録

日 時	平成26年3月14日(金) 13:30~15:00
場 所	芦屋市役所 分庁舎2階 中会議室1
出 席 者	委 員 下岡 きみ代 委 員 飯田 眞美 委 員 金光 文代 委 員 山本 眞 委 員 有馬 直美 委 員 藤原 寛子 委 員 半田 孝代 委 員 末谷 満 委 員 津村 直行 欠席委員 大方 美香 寺見 陽子 安里 知陽 英 眞希子 伊田 義信  事務局 こども政策課長 宮本 雅代 こども政策課主幹 高橋 弘美 こども政策課係長 田中 孝之 こども政策課主査 山中 朱美 こども政策課主事 井村 元泰  関係課 保育課長 本間 慶一
事 務 局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	5人

## 1 会議次第

### <開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

### <議題>

#### [報告]

- (1) 精道圏域のグループ型家庭的保育事業について
- (2) 平成26年度新規保育所申込み状況及び入所状況

#### [協議]

- 1 待機児童対策の取り組みについて
  - (1) 地域型保育事業の説明
  - (2) 今後の取り組みについて

### <閉会>

閉会の挨拶

## 2 提出資料

- 資料1 芦屋市グループ型家庭的保育事業業務委託法人（精道圏域）の審査と決定について  
資料2-1 平成26年度4月新規保育所申込み状況及び入所状況  
資料2-2 待機児童分布図  
資料3 地域型保育事業について（平成26年1月24日開催 自治体向け子ども・子育て支援新制度説明会配布資料より抜粋）

## 3 審議経過

### <開会>

- (1) 開会の挨拶

#### 【事務局より挨拶】

※委員長及び副委員長欠席のため、芦屋市子ども・子育て支援新制度検討委員会設置要綱第8条に基づき、委員長と事前協議した結果、津村委員を委員長代理とし委員会を開催する旨説明

#### 【津村委員より挨拶】

- (2) 会議運営上の説明

#### 【事務局より会議の運営等について説明】

- (3) 資料の確認

#### 【事務局より資料説明】

<議事>

[報告]

(1) 精道圏域のグループ型家庭的保育事業について

(津村委員) それでは議題のレジュメに沿って進めていきたいと思えます。最初は精道圏域のグループ型家庭的保育事業について所管の保育課長から説明をお願いします。

**【保育課長より精道圏域のグループ型家庭的保育事業について説明】**

(津村委員) 保育課長から説明がありましたが、何かご質問があればお願いします。

(2) 平成26年度新規保育所申込み状況及び入所状況

(津村委員) 特に質問が無いようですので引き続き、平成26年度の保育者の申込み状況及び入所状況について説明をお願いします。

**【保育課長より平成26年度新規保育所申込み状況及び入所状況について説明】**

(津村委員) 資料2-1について補足説明しますと、平成26年4月1日に、71名定員の新しい認可保育所が開所する予定で、その保育所に71名を入所させても待機児童があまり減っていないということがこの数字から読み取れると思えます。ただ、入所待ち児童は126人と非常に多いのですが、表に入所定員割れとあるように、まだ入所できる所もあるということです。ここの保育所でないといけないということではなければ、0歳で20人、4歳、5歳ではそれぞれ17人がまだ入所できる枠があるということです。

市外申込者というのは、保育所は広域の中で考えるため、他市から芦屋市にお勤めの場合、逆に芦屋の方が他市にお勤めの場合、その市に枠があれば入れますので、その人数となります。

次のグループ型家庭的保育室定員が、最初に報告がありました山手圏域と精道圏域の2か所にそれぞれ15名定員で、1、2歳児対象のために新たに設けたものです。先に認可保育所に斡旋をして入所できなかった方に対してグループ型家庭的保育室を斡旋しますので、行き場がどこかに確保されていることにはなりますが、もともと認可保育所を希望しているので入所待ち児童からは外さないこととしており、入所待ち児童数126人の中にはすでにグループ型家庭的保育事業所に入っておられる方も含まれています。入所待ちの方がグループ型家庭的保育室に30人全員が入ったとしても、なお行く場所がない方が現在62名おられるということです。待機児童の中には4歳、5歳の方がおられますが、希望する保育所でなければ入所しないという事でなければ入所できる保育所はあるということになります。この表から見えてくるものは、1歳、2歳の61人についてはどうしても行き場所がないということです。

その状況を鑑みて、市としてこういう待機児童の解消に向けてどう取り組むかということが次の議題になると思えます。何かご質問やご意見がございましたらお願いします。

(半田委員) 入所定員割れの理由はいろいろとあるかと思えますが、大きなものをいくつか教えてください。

(保育課長) やはり特定の場所を希望されているということです。延長保育をされていたり、保育の特性として特徴を打ち出しているところがありますので、そこでなければ入らないということだと思います。

(津村委員) 例えば、朝日ヶ丘町にお住いの方が、新浜保育所が空いていますといったとき、通勤にJRを利用していけば、朝日ヶ丘町から新浜町へ送っていきJRを利用するというのは距離的に大変なので、この保育所には入れないという理由になると思います。もう1つは、芦屋市では保育時間が18時までですが、延長保育を19時までしている保育所と20時までしている保育所があります。すると、19時ではなくどうしても20時まで見て欲しいのなら、その保育所にしか入らないという理由があるということです。

(半田委員) このことを確認したのは、資料2-2の待機児童分布図をみても、待機児童がたくさんいるところに保育所ができるとは限らず、また、預ける人の通勤に便利がよい所に建てるという訳にはいかないですね。待機児童の多い、精道圏域や山手圏域に建てられるかどうかはわからないということですか。

(保育課長) 圏域というかたちで、なるべく近くに通えるような整備を考えていますが、土地、建物が準備できるかは検討課題です。

(津村委員) 資料2-2の図で1つだけ勘違いしてはいけないのは、保育所を希望する児童のすべての数ではなく、入れていない数ということです。保育所は必要度の高い方から斡旋をしていますから、すでに入所している方はこの図の中にはないということです。あくまで現在の126人の待機の方の分布を示したものです。

(半田委員) 入っている人はまた別なのですね。

(津村委員) そうです。他にご質問等ありますでしょうか。なければ後ほどでも結構ですのでお願いします。

#### [協議]

##### 1 待機児童対策の取り組みについて

(津村委員) では、次の待機児童対策の取り組みについて事務局から説明をお願いします。

【保育課長より待機児童対策の取り組みについて説明】

【事務局より地域型保育事業について説明】

【保育課長より今後の取り組みについて説明】

(津村委員) まず地域型保育事業について質疑を行いたいと思います。何かご意見ご質問等がありますでしょうか。

(飯田委員) 時間的な余裕がないというのは、今説明されたA型、B型、C型というものが、条例なども整えた上で、平成27年度にスタートするにあたって時間がないということですか。

(保育課長) 現在、入所待ちの子どもさんに対して平成26年度中に何らかの方策を行いたいということで時間がないということです。

(半田委員) 認可外保育所だとお母さんが勤めていなくても預けられます。そこの認可外保育所が認可保育所になれば、働いていないお母さんは預けられなくなります。私の知

人で、双子が生まれ、お父さんは単身赴任で、認可外保育所に預けていたのですが、そこが認可保育所になるため出されることになり慌てていました。

(事務局) 認可外保育所代表者の集まりで話を聞かせていただいたときも、今利用されている方は多様な理由で利用されていますので、利用者の確保と、反面、今後、認可外保育所も少子化の中で何らかの方策で対応していかなければいけないということがあります。方策として今利用されている保育を必要としない子どもさんの一時預かり的な事業と、それと保育を必要とする方の事業の二本立てで走れるのかどうかということをもっと検討したいということです。その場合、建物や保育士の基準を詰めていかなければいけないと思っています。

もう一つ考えられるのは、小規模保育事業に移行を検討している認可外保育施設の中でも開所したばかりで、まだまだPRが十分に行き届いておらず、子どもさんがほとんどおられない所を有効活用することです。建物があり、人も確保されていて、運営をしていきたいという希望がある所を小規模の先取りということで提案させていただきました。

(下岡委員) 資料3の職員数の配置基準について、国基準では1・2歳児で6:1となっていますが、現在の芦屋市の基準でもあるように、1・2歳児は5:1がいいと思います。子どもが小さければ小さいほど配置基準は大事だと思います。

保育士資格のことはすごく大事だと思っていますが、保育士が不足し確保が難しい現状から、保育士資格がなくても研修を受けた補助の方が入らないと仕方がないのかと思っています。しかし、配置基準は本当に大事で、もし何かあったときの対処として、それに対する時間、何かで1人がついたときにもう1人で他の子どもを見なければいけなくなります。また、給食についてもアレルギー対応はとても難しく、1・2歳児まとめて6:1というのは現実的にはきついだらうと思います。

(津村委員) 今のご意見についてはいかがですか。

(事務局) もともと小規模保育、認可外保育については、国の基準が、0歳児で3:1、1・2歳児で6:1です。今回は、その小規模にも今までの認可外の基準よりもよい基準にしようということで、プラス1名というものが出てきています。これは、国の子ども・子育て会議基準検討部会で議論された資料を見えています。今回、この小規模自体が新制度に移行するものですので、こちらの検討委員会でもご披露させていただきたいのですが、0.7兆円という消費税をどんな事業に充てたらよいかということ国は試算しています。各団体は、いろいろな市民の立場、あるいは事業者の立場から意見を言われて、それをもし全部実施すれば消費税の増税分では対応できません。その中で優先順位をつけた結果、特記されるのがそのプラス1名です。国の基準で、認可外で認められていた基準の上に保育士1人を配置します。仮にそこが1歳児ばかりだとしたら、本当は1人の保育士が6人の子どもを見ますが、1名は増員というのが、今回の小規模の上乗せ基準です。これは国が定めている基準ですので、芦屋市もその基準は守っていきます。結果的には3:1ということになります。数だけでいえば現場の声とどう乖離するかわかりませんが、国がそのような上乗せ基準を提案したことで、私どもも小規模保育の保育の質を全く無視したものではないと考え、特に1、2歳の待機児童の対応を早くしたいということで、既存の施設を使いながら新しい制度での保育士の配置基準を守って進めていきたいと思っています。ただ、その基準については、芦屋市子ども・子育て会議でも話し合っていますが、新制度に向かうための、この平成26年度の待機児童解消の制度ですので、ぜひこの場でもご意見をいただきたいと思っています。

(下岡委員) 今後、基準について考えていくのであれば、この5 : 1は大事だと思います。国基準に向かっていくのがわかっているので、プラス1というものは、数としてはそうなのですが、やはり配置基準にこだわりたいと思います。実際に5人の1歳児を1人で見るとというのは本当に大変で、配置基準にあえてこだわりたいと思います。

(末谷委員) 前半に話がありました資料2-1で、4, 5歳児の入所待ちが9人、5人ですが、定員割れのところが17人いて、その理由は何かということだったかと思います。例として、山手圏域の人は潮見圏域が空いていても行けない場合があるかもしれないという話が出ましたが、この差し引き入所の待機児童の1, 2歳児の39人、22人の合計61人をどうするかということで、地域型保育を考えていらっしゃるかと思うのですが、それを解消するために60人の枠を地域型でつくったとしても、芦屋の場合、どこで開設するかによって同じようなことが起こるのではないかという懸念が今日の話の中で問題になりました。今、入所割れしている所はどこなのかということをお教えください。

(保育課長) 今現在入所割れしている所は、新設の保育所で4, 5歳児が定員割れしています。0歳では山手圏域で、やはり小さなお子さんをお母さんが連れてくるには少し不便だからだと考えられます。状況的には精道圏域よりも山手圏域のほうの0歳児です。4, 5歳児で空いているのは、市内全域で空いている状況です。特定されて空いている状況ではなく、もともと入所待ちの方が少なく、なおかつ「ここの保育所」と希望されますので、そこが空いていなければ入所できないということになります。保育所として空いているのは、新設の保育所と山手になります。

(津村委員) 具体的にどこが空いているのかわかりますか。

(保育課長) 4, 5歳児に関して言いますと、若宮町にある芦屋こぼとぼっぼ保育園と、山手町にある蓮美幼児学園芦屋山手ナーサリーが空いています。

(藤原委員) 新設の保育所ということで、市民の方にあまり浸透していないということはないですか。

(保育課長) 応募のときにどこの保育所に入りたいかということを選択していただくのですが、保護者の方は事前に保育所を見に行かれ、「ここの保育所がよい」という希望を出されます。新設の場合は実績がなく、まだ形のないところには訪問ができませんので希望が少ないということになります。

(藤原委員) まだ建物ができあがってないということですね。

(保育課長) まだできておりません。新設の保育所は、最初の年の1, 2歳は埋まるのですが、0, 4, 5歳は定員が空き状態で始まり、評判を聞いたり下見に行くことで、ここならよいということになります。1, 2歳は定員が埋まりますので、その子どもたちが上にあがるにつれ定員が埋り、やがて定員がいっぱいになるという状況です。

(藤原委員) 圏域というものは決まっているのですか。その圏域の中で探すのではなくて、山手の方が精道の圏域に行きたいと言っても許されるのですか。

(保育課長) 自由にどちらに行っても構いません。

(半田委員) 待機の人の中には延長保育のあるところに行きたいということですが、そういう園が開所しない限りずっと待機のままといい方もあるのですか。

(保育課長) ずっとお待ちの方もおられます。

(藤原委員) その間は預けたいという気持ちがあっても、育休を延ばされているということですか。

- (保育課長) 育休を延ばされる方もおられますし、認可外保育所に行かれています方もいます。認可外保育所によっては長い時間保育しているところもありますので、認可外保育所に行き、順番が回ってくるのを待ってられる方もいます。
- (津村委員) 今課題となっているすぐに対応すべき待機児童の問題で、前回もグループ型家庭的保育事業を導入してこの対応にすることでした。今年度中に整備されたものについて、運営費等に一定の国の補助が出るということです。ところが、新たにグループ型家庭的保育事業をするときには、最初の整備にかかる補助は出ないので、法人が単独でお金を用意しなければなりません。市の委託であれば市が全額補助します。そのような制度の変更があったということです。1, 2歳の問題はあるので、どういう手法があるのかということをもっと押さえていただき、その中で小規模型保育事業を考えていきたいというのが1つの提案です。また、職員の配置基準は国基準が1つの目安として示されていますが、この基準については子ども・子育て会議の意見を聞いて、市が条例で定めることとなります。そのことを念頭においてこれを導入するとなったときの課題、問題点、もしくはこうあるべきというご意見をいただければと思います。
- (飯田委員) 平成25年度中にグループ型家庭的保育事業を展開し、小規模保育事業を平成26年度中に行うことを目標とされていて、グループ型家庭的保育事業もいずれ小規模保育事業に移っていくという可能性があるということだと思うのですが、新しい事業として始められたこのグループ型家庭的保育事業を検証する時期はあるのでしょうか。
- (保育課長) 今行っているグループ型家庭的保育事業については、契約期間は2年間限定です。山手圏域が1月から、精道圏域が3月から始まったところで、常日頃から情報交換はしておりますが、検証については契約期間が終わった段階で行うことになると思います。1年経ったらその状況がある程度わかると思いますので、次の事業の参考にはなるかと思えます。
- (津村委員) 今行っているグループ型家庭的保育事業は市が委託をして行う事業で、そこにかかる費用は全額委託料として支払うという手法で、この手法は2年間しか行いません。
- (飯田委員) お金の出し入れの話ではなく、小規模の保育所という新しいことをされているので、市が保育所に入りたい方に紹介するのですから、市がある程度責任を持たなければいけないと思います。今後、小規模型保育事業というものをしていくためにもここで検証したほうがよいのではないかとということです。
- (半田委員) 書類がそろっていればよいとか、報告があればよいということではなく、第三者がきちんとしたチェックをし、保育の質を下げないようにしなければならないと思います。
- (保育課長) 実際に保育現場に行きチェック項目をこちらから提示して、私ども職員が確認しています。
- (金光委員) 国基準も大事ですが、子どもを安全に守ることから、今まで芦屋市が行ってきたことを含めもう少し考えていただけたらと思います。
- (山本委員) グループ型家庭的保育事業は、緊急避難的に始めたことですが、今度の小規模保育事業で全部埋まってしまったら、認定こども園はいらないということになる気がします。そのあたりはどのようなお考えでしょうか。
- (事務局) この小規模保育事業と認定こども園の大きな違いは、小規模保育事業は、今、待機で困っておられる1, 2歳を対象とした受け皿として活用していき、認定こども園

は0歳から5歳までの保育を必要とする子どもも必要としない子どもも一緒に育つということで、教育の部分が重視されていますので、認定こども園が3、4、5歳の受け皿となり、小規模保育事業と認定こども園が連携するというパターンも考えられますので、共存は可能だと思います。そういうものが新制度の持つ方向性だと思います。

(山本委員) 私立幼稚園は、認定こども園の方向に移行しようとしていますが、その中で3歳以上の幼稚園型の認定こども園を目指すのか、それとも0、1、2歳も含めた幼保連携型認定こども園を目指すのか。私の園は幼稚園型でいけたらよいと考えています。そういう意味では連携ができればそれでよいかと思っています。

(有馬委員) グループ型家庭的保育事業は、マンションの1室を借りて行い、小規模保育事業は、園庭のある小さな保育所のようなものなのか、そのあたりを詳しくお聞きしたい。

(事務局) 資料3のパワーポイントのスライド番号20のところに出ています。基本的には屋外遊戯場があるということが必要ですが、付近の公園など代替地があれば可能になります。今のご意見のように、ビルの1室を保育室として、その近くに安全に遊べる遊び場があればよいということです。ただ、公園を独占するという事は難しいので、一定の広さがあればそこで運営してもよいという、非常に即応力のある運営の仕方だと思います。

(有馬委員) どうしてそこが気になったかと言うと、なるべく多くの目で子どもを見て欲しいからです。室内や園庭であれば、子どもが外に出ることはないので危険度も低いと思います。でも園庭がなく、近くの公園に少ない目で連れて行くということになると、危険なことも多くなってくると思います。園庭のない小規模保育施設であるならば、もう少し職員数の配置を考えて欲しいと思います。

(事務局) その配置基準と設備に関する基準、給食等も絡んでくると思いますが、今日いただいた意見を事務局でまとめて、委員長・副委員長にご報告し、新制度に向けての会議にも出していききたいと思います。

(津村委員) 今後のスケジュールはどのようにお考えですか。

(保育課長) 今後26年度中に対策を立てるために、この小規模保育の基準を6月の議会には挙げていきたいと考えています。

(津村委員) 先ほどから問題になっている職員の配置や設備を含めた基準については、子ども・子育て会議の議論を経て、議会で条例ができて以後に取り組むということですね。今の状況の中で進むというのではなく、そういう議論を経た上で、決めて進むという確認をしたということでしょうか。

(保育課長) それが一定決まりましたら、その後に事業主を募集し、小規模保育事業に取り組むかということを検討していきたいと考えています。公募をすると時間がかかるため、これまでに提案のあった事業主の方に声をかけることも考えています。

(津村委員) そのときには、この委員会で、こういうかたちで募集するということを報告していただけますか。困っている方に早く対応したいので、その手法として公募以外のことも視野に入りたいということですが、それをどうするかたちで行うかということまで事務局が提案できない場合については、この委員会に報告しながらやっていくということですね。そのようなことに向けて、みなさんに制度の説明と現状、今後の対応に向けた取り組みについて、ご理解意見をいただいたということで理解してよろしいですか。

(保育課長) まとめていただいた通りです。



(津村委員) なお、今日の審議については、委員長、副委員長に報告し、次の会議の状況も踏まえて、事務局として作業を進めていただけたらと思います。事務局より連絡事項等があればお願いします。

**【事務局からその他連絡事項】**

(津村委員) これで、本日の会議を終わらせていただきます。

<閉会>